

# TMB ニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 9 月 27 日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 笹川 大介  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 婚外子相続差別に違憲判決！国税庁は税務上の取扱いを公表!!

結婚していない男女間に生まれた婚外子(非嫡出子)の遺産相続分を嫡出子の半分と定めた民法の規定を巡る裁判で、最高裁大法廷は平成 25 年 9 月 4 日に、規定は法の下での平等を定めた憲法に違反し無効だとする決定をし、規定を合憲とした二審の判断を破棄して審理を高裁に差し戻しました。もしこれにより民法が改正されれば、遺産分割協議を巡る民法上の問題に影響を及ぼすと考えられています。またこの決定に基づき、国税庁は早速、今後の税務上の取り扱いを公表しました。今回の判断についての経緯や、今後の動向についてみていきたいと思えます。

### 1. 非嫡出子の相続規定と現在までの経緯

民法では生まれた子供について、婚姻届を提出した法律上の夫婦間に生まれた子を「嫡出子」。結婚していない男女間に生まれた子を「非嫡出子」と区別しています。それぞれの法定相続分につき、民法では第 900 条 4 号のただし書きで、「非嫡出子の相続分は嫡出子の 2 分の 1」と規定。相続分の権利を嫡出子と明確に区分してきました。

非嫡出子の相続分については、従来より合憲性を問う意見がありましたが、1995 年に最高裁大法廷が合憲判断を下して以降は、小法廷でも合憲の判例を積み重ねてきました。ただその様な判例には毎回反対意見が付き、近年は合憲の結論をかるうじて維持していたのが現状だった様です。もともとこの婚外子差別が導入された背景には、1898 年の明治民法が導入された当時、法律婚を重視する家族制度が根底にあった為だそうです。しかし社会背景が変化し事実婚が増加するにつれ、この規定が社会の実状に適合しなくなりました。世界を見ても婚外子差別の撤廃が進んでおり、主要先進国でこの規定が残る国は日本のみであったようです。

### 2. 国税庁の発表した今後の取り扱いについて

今回の決定に基づき、国税庁は今後の税務上の取り扱いを発表しました。主なものは以下の通りです。

(1)平成 25 年 9 月 4 日以前に相続税額が確定している場合

相続税額の是正はできない。

(2)平成 25 年 9 月 5 日以降に相続税額が確定する場合(更正の請求又は修正申告及び更正・決定の場合)

新たな相続税額の計算に当っては、**嫡出に関する規定がないものとして民法第 900 条第 4 号の規定を適用**し、相続税の税額を計算する。

(3)平成 25 年 9 月 5 日以後に新たに相続税額が確定する場合

平成 25 年以後に、相続税の期限内申告書又は期限後申告書を提出する場合及び決定の場合には、**嫡出に関する規定がないものとして民法第 900 条第 4 号の規定を適用**し、相続税の税額を計算する。

以上です。上記の通り国税庁は平成 25 年 9 月 4 日を境にそれぞれの取り扱いを区別する事を決定しました。平成 25 年 9 月 5 日以降の申告は、原則嫡出子の規定は適用されないため今後の申告にはその影響が出てくると考えられます。

### 3. 今後の動向

最高裁は今回の決定について、「違憲判断は確定した遺産分割には影響を及ぼさない」との異例の言及をしており、国税庁の発表はその意図を反映させたものと考えられます。但し、民法上の改正はまだ決定しておらず、今もめている分割協議や遺留分はどうなるのか？民法改正までの間に相続が発生した場合の法定相続分をどう考えるべきか？今後の相続についての動向が注目されます。また、税務上の取り扱いは一歩先んじた取り扱いがされています。さすが国税!??

近年の相続は、相続人同士の争いが年々増加傾向にあります。裁判沙汰などにならずに相続を円滑にする為には、生前の対策が不可欠です。また、相続税の増税も予定されており、資産家の皆様はため息の日々と存じます。遺言や、生前贈与、また相続税対策でお悩みの際はぜひお気軽にご相談下さい。